

I. 法人の概要

1. 法人の沿革

公益財団法人ひかり協会は、森永ひ素ミルク中毒被害者の救済事業を実施する公益法人として設立された。

森永ひ素ミルク中毒事件（1955年）から法人の設立（1974年）、及び事業などの今日までの主な経緯は次のとおりである。

（1）法人設立前の沿革

- 1955年6～8月 西日本一帯の人工栄養児に「奇病」発生
- 8月 岡山県衛生部が「森永ドライミルク中よりひ素検出」と発表
- 9月 森永ミルク被災者同盟全国協議会結成
(事件は「解決」したとし1956年4月解散)
- 1969年10月 丸山博大阪大学教授が「14年目の訪問」発表（第27回公衆衛生学会）
- 11月 全国組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」発足
- 1972年6月 厚生省が被害者手帳の交付を表明
- 8月 「守る会」が「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」（恒久対策案）決定
- 12月 「守る会」が森永製品の不買(売)と民事訴訟を決議
- 1973年10月 厚生省の呼びかけにより、厚生省・「守る会」・森永乳業で構成する三者会談を開始
- 12月 三者会談確認書を締結（救済機関の設置など）

（2）法人設立後の沿革

- 1974年4月 財団法人ひかり協会設立
- 6月 協会が「暫定措置」の事業を開始
- 9月 協会が名簿にもとづき全保護者に挨拶状と協会との連絡希望のアンケート調査票を発送
- 1978年9月 協会が「救済事業のあり方」を決定
- 1982年4月 協会が被害者本人の面接を基本とした「健康と生活」の定期的実態把握調査事業を開始
- 8月 第15回三者会談が協会を三者会談の構成団体とすることを決定（以後「三者会談」と表示）
- 1983年6月 「守る会」は、会員資格を親族及び被害者とし、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」に改称
- 11月 協会が疫学調査を大阪府立成人病センターに委託
- 1985年3月 労働省が「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県に通知
- 11月 協会が「30歳代をむかえての被害者救済事業のあり方」を決定

- 1988年11月 厚生省が「森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議」を開催（その後、政令市も加え毎年開催。2011年度より全都道府県・政令市・特別区を対象とし、全国担当係長会議とした。）
- 1991年7月 厚生省が「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県に通知
- 1994年11月 協会が「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を決定
- 1995年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件40周年祈念式典を開催（和歌山県高野山）
- 1999年3月 協会が“「事務局体制の改革構想」の具体化について（ブロック制実施要綱）”を決定
- 4月 事務局体制をブロック制に移行
- 2002年3月 ブロック制実施要綱による救済事業の「第一次10ヵ年計画」（障害のある被害者の将来設計実現の援助と自主的健康管理の援助事業の充実）を決定
- 2005年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件50周年記念式典を開催（和歌山県高野山）
- 2007年1月 厚生労働省が「ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力」を障害福祉課長との連名で都道府県に通知
- 2010年7月 評議員設置特例財団法人の認可及び登記
- 11月 ブロック制実施要綱による救済事業の第二次10ヵ年計画を決定
- 2011年3月 公益財団法人の認定
- 4月 公益財団法人として登記
- 2012年4月 地区センター事務所を中心とした運営（県事務所統廃合）に移行
- 2013年2月 厚生労働省が「ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力」を老健局3課長との連名で都道府県に通知
- 2014年8月 厚生労働省が「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱い」を都道府県に通知
- 2014年12月 厚生労働省が「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供（依頼）」を都道府県に通知
- 2015年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件60周年記念式典を開催（和歌山県高野山）
- 2016年9月 厚生労働省が「ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」を3局（6課）連名の事務連絡で都道府県に通知
- 2019年1月 厚生労働省が「ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」を3局（4課）連名の事務連絡で都道府県に通知

(3) 被害者の状況（2020年3月31日現在）

被害者総数	13,456名
内、常時協会との連絡を希望する者	5,450名

2. 法人の目的及び事業

(1) 法人の目的（定款第3条）

この法人は、森永ミルク中毒事件に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査・研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 法人の事業（定款第4条）

- ① 被害者の継続的健康管理に関する事業
- ② 被害者の治療・養護に関する事業
- ③ 被害者等の生活保障又は援護に関する事業
- ④ 被害者の教育及び保護育成に関する事業
- ⑤ 被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
- ⑥ 前各号の事業に関連する調査・研究の実施と公表に関する事業
- ⑦ 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業
- ⑧ その他前条の目的を達成するために必要な事業

上記の事業は、全被害者を対象に行うものとする。

上記の事業は、日本全国において行うものとする。

3. 役員等の状況

(1) 評議員（2020年3月31日現在）

氏名	備考
池田 顕吾	福岡市東区第1障がい者基幹相談支援センター センター長／福岡県地域救済対策委員会委員長
大前 哲彦	元大阪体育大学教授／大阪府地域救済対策委員会委員長
亀井 美登里	埼玉医科大学医学部社会医学教授（医師）
久村 忍	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局次長
桑田 正彦	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部理事長
小林 八郎	森永乳業株式会社特別顧問
齋藤 紀	医療生協わたり病院（医師）／広島県地域救済対策委員会委員長
齋藤 弘	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事
芝池 伸彰	埼玉県赤十字血液センター所長（医師）
高井 康行	元厚生労働省食品安全部企画情報課長
田中 喜代史	元公益財団法人日本検疫衛生協会常務理事
廣田 良夫	保健医療経営大学 学長（医学博士）
前川 幸範	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事
港 毅	森永乳業株式会社常務取締役常務執行役員・渉外本部長
村山 晃	京都第一法律事務所（弁護士）／京都府地域救済対策委員会委員長
森田 隆史	森永乳業株式会社渉外本部長
山田 真	八王子中央診療所理事長（医師）／東京都地域救済対策委員会委員長
吉崎 振起	岡山医療生活協同組合コープ西大寺診療所 所長（医師）
吉田 和子	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事
吉本 勝彦	徳島大学大学院医歯薬学研究部教授／徳島県地域救済対策委員会委員長

合計：20名

注記－2020年3月末日までの評議員の異動状況

ア. 退任評議員

氏名	備考	退任年月日
井村 誠	元井村医院院長（医師）／岡山県地域救済対策委員	2019年6月9日
江浪 朝一	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部副理事長	2019年6月9日
岡 孝治	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局次長	2019年6月9日

イ. 新任評議員

氏名	備考	就任年月日
齋藤 弘	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事	2019年6月9日
吉崎 振起	岡山医療生活協同組合コープ西大寺診療所 所長（医師）	2019年6月9日
吉田 和子	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事	2019年6月9日

(2) 理事及び監事（2020年3月31日現在）

役職名	氏名	備考
理事長 (代表理事)	前野 直道	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部相談役
常務理事	平松 正夫	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局長
〃	塩田 隆	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局次長
理事	遠藤 明	公益社団法人生駒会松戸診療所所長（医師）
〃	金子 武嗣	金子・中・橋本法律特許事務所（弁護士）
〃	小山 秀夫	兵庫県立大学大学院経営研究科医療・介護マネジメントコース 名誉教授
〃	藤崎 清道	神奈川県赤十字血液センター所長（医師）
〃	祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座環境医学教授
〃	青山 和夫	森永乳業株式会社特別顧問
〃	三宅 智	国立療養所多磨全生園 副園長（医師）
監事	小幡 寛子	公認会計士・税理士
〃	中島 洋	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部副理事長

合計：12名

(3) 相談役（2020年3月31日現在）

氏名	備考
三浦 大助	元佐久市長（医師）
松田 朗	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会顧問（医師）

合計：2名

(4) 専門委員会委員

①救済事業専門委員会委員 (2020年3月31日現在)

職名	氏名	備考
委員長	郷地秀夫	東神戸診療所所長(医師)
副委員長	峰島厚	立命館大学産業社会学部特別任用教授
〃	佐治文隆	市立芦屋病院事業管理者(医師)
委員	埜田和史	滋賀医科大学社会医学講座衛生学部門准教授
〃	宮野栄三	社会医療法人平和会吉田病院院長(医師)
〃	青木佳史	きづがわ共同法律事務所(弁護士)
〃	中村泰	神戸医療生活協同組合生協きたすま歯科(歯科医師)
〃	長江浩朗	美摩病院 院長(医師)
〃	大島明	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンターがん対策センター特別研究員
〃	宮下上夫	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 東基幹型包括支援センター センター長

合計：10名

注記－2020年3月末日までの救済事業専門委員会委員の異動状況

ア. 新任救済事業専門委員会委員

氏名	備考	就任年月日
宮下上夫	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 東基幹型包括支援センターセンター長	2019年4月1日

②認定委員会委員 (2020年3月31日現在)

職名	氏名	備考
委員長	青木佳史	きづがわ共同法律事務所(弁護士)
委員	大深忠延	梨の花法律事務所(弁護士)
〃	圓藤吟史	大阪市立大学大学院名誉教授(医師)
〃	車谷典男	奈良県立医科大学副学長(医師)

合計：4名

4. 事務所の状況 (2020年3月31日現在)

事務所	所在地	電話／FAX
法人事務所 (本部事務局)	〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館2F	(06)6371-5304 ◎(06)6371-5348
《関東ブロック》		
関東地区 センター事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目4-1 新宿Qフラットビル607	(03)3352-0972 ◎(03)3352-1040
《東近畿ブロック》		
東近畿地区 センター事務所	〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路上ル 東塩小路町608-9 日本生命京都三哲ビル5F	(075)284-2421 ◎(075)343-0221
《西近畿ブロック》		
西近畿地区 センター事務所	〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館4F	(06)6371-2160 ◎(06)6371-2167
和歌山出張所	〒640-8269 和歌山市小松原通1-1-7 (株)サンケイビル2F-A室	※(073)433-1743
《東中国ブロック》		
東中国地区 センター事務所	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル4F	(086)232-3855 ◎(086)232-3027
島根出張所	〒690-0046 松江市乃木福富町263-7	※(0852)24-9511
《西中国ブロック》		
西中国地区 センター事務所	〒732-0052 広島市東区光町2丁目9-30 竹本ビル301号	(082)263-7035 ◎(082)263-7238
山口出張所	〒745-0032 周南市銀座2-24-2 SUNAMIビル2F	(0834)31-3283 ◎(0834)31-3285
《四国ブロック》		
四国地区 センター事務所	〒770-0841 徳島市八百屋町1-14 大樹生命徳島ビル5F	(088)653-4859 ◎(088)615-1643
《九州ブロック》		
九州地区 センター事務所	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目23番22号 シティ22ビル8F	(092)441-0253 ◎(092)441-0279

注記：表中の※印は電話・FAX兼用、◎印はFAX専用。

Ⅱ. 事業の状況

1. 期首の事業計画の概要

(1) 事業と運営・体制の基本

① 第三期の2年度の事業として、第二次10ヵ年計画と「あり方」に基づき、2つの重点事業を中心に各種の事業・運営の課題に適切に取り組む。2つの重点事業の関係では、自主的健康管理の援助要綱と将来設計実現の援助要綱やそれに基づく「ブロック年次計画」の達成に向けて、事業を計画的に実施する。特に、「被害者実態把握調査2017」の結果報告及び第二次10ヵ年計画の総括を踏まえ、年次計画を推進する。また、第二次10ヵ年計画の総括に基づき、「あり方」(改正案)及び第三次10ヵ年計画(案)の検討を行う。

② 評議員会・理事会・地域救済対策委員会・地域連絡協議会・救済事業専門委員会などについても、引き続き公益性・透明性を重視して運営する。

また、経理の本部一括処理を推進し、現地の事務軽減及び事務処理の統一化を図る。

③ 統廃合推進検討委員会において、条件の整った出張所の閉所を検討し、地区センター事務所を中心とした事業と運営・体制の定着をめざす。

また、各地区センター事務所においては第二次10ヵ年計画遂行のための適切な業務分掌を行い、副地区センター長に必要な分任を行い、地区センター長を中心に事務所運営の充実を図る。7地区センター事務所体制の確立・定着に向けて、必要な内部監査及び現地指導を重視する。特に、地区センター長の要望に基づき、現地指導を強化する。併せて、本部事務局においては、体制の改編に向けた検討と準備を行う。

また、今後の救済事業を支える人材育成のため、ブロック単位の研修を重視するとともに、新規採用職員研修及び入職3年以内職員研修を強化継続する。

また、自主的な管理職研修については、原則として事務局会議で実施するが、事務局運営や事業上の課題などについての研修を事務局会議とは別に設定して行う。

(2) 2つの重点事業の推進

① 自主的健康管理の援助

自主的健康管理の援助の一環として、医療費など保健・医療費を支給する。

自主的健康管理の援助の「ブロック年次計画」に基づいて、事業を計画的に実施する。

② 将来設計実現の援助

将来設計実現の援助の一環として、生活手当など生活保障援助費を支給する。

将来設計実現の援助の「ブロック年次計画」に基づいて、事業を計画的に実施する。

(3) 協力体制の強化

第二次10ヵ年計画の推進に必要な協力を得る。

① 行政協力

社会保障制度などの改革を踏まえた行政協力が、自主的健康管理の援助と将来設計実現の援助の各「ブロック年次計画」に即して、引き続き充実・発展するよう取り組む。

② 守る会

守る会の協力を得て、「ブロック年次計画」をブロック全体の視野に立った取組として促進するため、「事業推進の軸」（二者懇談会と協力員）の活動を重視する。

③ 専門家

「ブロック制実施要綱」に基づき、専門家に対する必要な協力を要請する。

地域連絡協議会では、「あり方」（改正案）の検討及び各地の地域救済対策委員会の取組や具体的な事業内容についての意見交流を行う。

④ 「三者会談」の三者の協力

地域包括ケアシステムの構築に向けた保健医療制度や障害者総合支援法などの社会保障制度の改革など、救済事業に大きな影響を及ぼす制度改革や行政組織の改編が進められており、三者会談確認書に基づく恒久救済事業が充実・発展するよう、引き続き三者に協力を要請し、「あり方」・「ブロック制実施要綱」・第二次10ヵ年計画の取組の促進を図る。

2. 理事会等の状況

(1) 評議員会の開催状況

① 第9回（2019年度第1回）評議員会

日 時：2019年6月9日（日）12:55～14:10

場 所：ホテル新大阪 東口ステーションビル

出席状況：評議員20名のうち出席評議員16名、理事10名のうち9名、監事2名

会議の目的事項

第1号議案 「2018年度（第45期）貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書、財産目録」について承認を求める件

第2号議案 評議員の解任について承認を求める件

第3号議案 評議員の選任について承認を求める件

第4号議案 役員等の報酬並びに費用に関する規程の一部改正について承認を求める件

(2) 理事会の開催状況

① 第209回（2019年度第1回）理事会

日 時：2019年5月25日（土）12:55～15:10

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室

出席状況：理事10名のうち出席理事9名、監事2名

会議の目的事項

第1号議案 第171回「三者会談」救済対策推進委員会の協会報告・提出議題について

- 承認を求める件
- 第2号議案 2018年度（第45期）事業報告及び事業報告の附属明細書について承認を求める件
- 第3号議案 2018年度（第45期）財務諸表及び附属明細書並びに財産目録について承認を求める件
- 第4号議案 評議員の解任を評議員会に提案することについて承認を求める件
- 第5号議案 評議員の選任を評議員会に提案することについて承認を求める件
- 第6号議案 『役員等の報酬並びに費用に関する規程』の一部改正を評議員会に提案することについて承認を求める件
- 第7号議案 内閣府への提出書類について承認を求める件
- 第8号議案 基本財産及び特定資産について承認を求める件
- 第9号議案 「成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用促進に係る援助要綱」及び「『40歳以降の被害者救済事業のあり方』に基づく金銭給付基準」の一部改正について承認を求める件
- 第10号議案 救済事業専門委員会の作業部会の設置と各作業部会委員の委嘱について承認を求める件
- 第11号議案 地域救済対策委員の委嘱について承認を求める件
- 第12号議案 疫学研究の委託について承認を求める件
- 第13号議案 ホームページの更新を理事長専決事項とすることについて承認を求める件

② 第210回（2019年度第2回）理事会

日 時：2019年7月20日（土）12:55～15:40

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室

出席状況：理事10名のうち出席理事10名、監事2名

会議の目的事項

- 第1号議案 第52回「三者会談」における運営規則改正及び協会報告・提出議題について承認を求める件
- 第2号議案 「第二次10ヵ年計画の総括（案）」について承認を求める件
- 第3号議案 年金生活者支援給付金に係るひかり協会の取扱いについて承認を求める件
- 第4号議案 「公益財団法人ひかり協会疫学研究調査事業実施要綱及び要領」の一部改正について承認を求める件
- 第5号議案 「給与・旅費規程」の一部改正について承認を求める件
- 第6号議案 「常勤役員の服務に関する規程」の廃止について承認を求める件
- 第7号議案 本部改編に伴う規程の改正について意見を求める件

③ 第211回（2019年度第3回）理事会

日 時：2019年8月18日（日）13:00～13:10

場 所：チサンホテル浜松町

出席状況：理事10名のうち出席理事10名、監事1名

会議の目的事項：東近畿副地区センター長の解任及び任命について承認を求める件

④ 第212回（2019年度第4回）理事会

日 時：2019年11月16日（土）13:00～15:55

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室

出席状況：理事10名のうち出席理事8名、監事2名

会議の目的事項

- 第1号議案 第173回「三者会談」救済対策推進委員会の協会報告・提出議題について承認を求める件
- 第2号議案 2019年度上半期事業の総括と下半期の取組について承認を求める件
- 第3号議案 第46期（2019年度）資金調達及び設備投資の見込みの追加修正について承認を求める件
- 第4号議案 第47期（2020年度）予算指針について意見を求める件
- 第5号議案 『救済資金取扱規程』の制定及び『定款事項に関する情報公開規程』の一部改正について承認を求める件
- 第6号議案 『給与・旅費規程』の一部改正について承認を求める件
- 第7号議案 「第二次10ヵ年計画第三期の詳細計画」の一部変更について承認を求める件
- 第8号議案 『40歳以降の被害者救済事業のあり方』の必要な修正に係る検討項目について意見を求める件
- 第9号議案 東近畿及び西近畿の両ブロック職員の「前倒し採用」について意見を求める件

⑤ 第213回（2019年度第5回）理事会

日 時：2020年1月18日（土）12:55～16:00

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室

出席状況：理事10名のうち出席理事9名、監事2名

会議の目的事項

- 第1号議案 第174回「三者会談」救済対策推進委員会の協会報告・提出議題について承認を求める件
- 第2号議案 『給与・旅費規程』の「交通機関のない場合」の旅費支給について承認を求める件
- 第3号議案 本部事務局体制の改編に伴う諸規程の一部改正について承認を求める件（継続）
- 第4号議案 第47期（2020年度）事業計画書骨子（案）について承認を求める件
- 第5号議案 第47期（2020年度）予算編成方針について承認を求める件
- 第6号議案 非常勤職員就業規則の一部改正について承認を求める件
- 第7号議案 『職員の評価制度』の一部改正について承認を求める件
- 第8号議案 「40歳以降の被害者救済事業のあり方」の必要な修正内容について承認を求める件（継続）
- 第9号議案 次期理事の推薦依頼について承認を求める件
- 第10号議案 第47期（2020年度）日程表について承認を求める件

⑥ 第214回（2019年度第6回）理事会

理事長により全理事及び監事に提案書が発せられた日：2020年3月9日

決議があったとみなされた日：2020年3月16日

決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 第47期（2020年度）事業計画書について承認を求める件

第2号議案 2020年度生活手当及び継続介護費・継続特例介護費の保障水準月額と支給月額の改定等について承認を求める件

第3号議案 第47期（2020年度）収支予算書及び「資金調達及び設備投資の見込み」について承認を求める件

第4号議案 ひかり手当等金銭給付基準における「心身障害の指標」の例示の改正と経過措置の扱いについて承認を求める件

第5号議案 本部事務局体制の改編に伴う諸規程の一部改正について承認を求める件

第6号議案 第10回評議員会の招集について承認を求める件

第7号議案 第二次10ヵ年計画の総括について承認を求める件

第8号議案 「40歳以降の被害者救済事業のあり方」（改正案）等について承認を求める件

第9号議案 救済事業専門委員会への諮問事項について承認を求める件

第10号議案 事務局長等の解任及び任命について承認を求める件

第11号議案 地域救済対策委員の委嘱について承認を求める件

(3) 常務会廃止後の理事長専決事項の処理等

2004年3月31日をもって常務会が廃止されたことに伴い、理事長専決事項の処理等の日常業務を円滑に行うため、第140回理事会（2007年4月15日）は、常勤理事等をもって連絡調整会をもち、計画的に対応することとした。

連絡調整会はその後、評議員設置特例財団法人設立後の第152回理事会（2010年7月25日）で専務理事兼事務局長（前野直道）、常務理事（平松正夫・塩田隆）の構成となり、公益財団法人となった2011年度以降も同構成で運営された。

その後、第203回理事会（2018年6月10日）において、理事長（前野直道）、常務理事（平松正夫）、常務理事兼事務局長（塩田隆）の構成となり2019年度末まで運営された。

(4) 特別委員会の開催状況

① 統廃合推進検討委員会

第147回理事会（2009年4月12日）の決定に基づき、ブロック制実施要綱に示す県事務所（2012年度より出張所）の統廃合を推進させるため、統廃合推進検討委員会（理事会小委員会）が設置された。委員会の構成は、第203回理事会（2018年6月10日）で前野理事長、塩田常務理事、遠藤理事、青山理事、守る会・江浪副理事長、平松事務局長、岡事務局次長、の7名（オブザーバー兼事務局として田川総務部長、工藤業務部長）とした。

2019年度は開催しなかった。

② 「あり方」見直し検討委員会

第154回理事会（2010年11月27日）の決定に基づき、第二次10ヵ年計画の課題である「あ

り方」の見直しを検討する「あり方」見直し検討委員会（理事会小委員会）が設置された。委員会の構成は、第203回理事会（2018年6月10日）で前野理事長、塩田常務理事、遠藤理事、青山理事、守る会・江浪副理事長、平松事務局長、岡事務局次長、の7名（オブザーバー兼事務局として田川総務部長、工藤業務部長）とした。

2019年度は1回（2019年12月14日）開催し、「40歳以降の救済事業のあり方」の必要な修正内容について検討した。

（5）「三者会談」等の開催状況

① 「三者会談」

第52回「三者会談」

日 時：2019年8月18日（日） 13:30～15:23

場 所：チサンホテル浜松町 2階「ふじの間」

出席者：厚生労働省5名、守る会24名、森永乳業4名、ひかり協会9名

協議事項：第二次10ヵ年計画に基づく事業推進のための行政協力の促進等について

② 「三者会談」救済対策推進委員会

ア. 第171回「三者会談」救済対策推進委員会

日 時：2019年6月7日（金） 13:25～15:15

場 所：芝パークホテル別館 2階「ローズC」

出席者：厚生労働省4名、守る会4名、森永乳業3名、ひかり協会3名

協議事項：第二次10ヵ年計画に基づく行政協力の促進について

イ. 第172回「三者会談」救済対策推進委員会

日 時：2019年10月4日（金） 13:25～15:10

場 所：芝パークホテル別館 2階「ローズC」

出席者：厚生労働省4名、守る会5名、森永乳業3名、ひかり協会3名

協議事項：第二次10ヵ年計画に基づく行政協力の促進について

ウ. 第173回「三者会談」救済対策推進委員会

日 時：2019年12月6日（金） 13:20～14:40

場 所：芝パークホテル別館 2階「ローズC」

出席者：厚生労働省4名、守る会5名、森永乳業3名、ひかり協会3名

協議事項：第二次10ヵ年計画に基づく行政協力の促進について

エ. 第174回「三者会談」救済対策推進委員会

新型コロナウイルス感染予防を考慮し中止となった。

新たに任命する事務局長については理事に任命しないことについて、各団体に書面で同意を求め、異存ない旨返答を得た。

(6) 専門委員会の開催状況

名 称	開催回数
救済事業専門委員会	3回
社会保障関係部会	1回
保健医療関係部会	1回
認定委員会	2回

(7) 監事の監査状況

年 月 日	摘 要	
2019. 4. 25	決算監査	小幡監事、中島監事
5. 10	決算監査	小幡監事、中島監事
10. 23	上期監査	小幡監事、中島監事
11. 7～8	関東地区センター事務所監査	小幡監事、中島監事
11. 28～29	西中国地区センター事務所監査	小幡監事、中島監事
12. 3	上期監査	小幡監事
2020. 2. 25	下期監査	小幡監事、中島監事
3. 24	下期監査	小幡監事、中島監事

(8) 内閣府の検査

2019年度は内閣府の立入検査を受けた(2019.12.12)。その結果、調査官から公益財団法人として適切に事業運営されているとの見解が示された。

3. 職員等の状況

(1) 職員の配置 (2020年3月31日現在)

事務所名	事務局長・ 部長・地区 センター長	副地区 センター長	職員		合計 (人)
			常勤	非常勤	
本部事務局 《関東ブロック》	2		7		9
関東地区センター事務所 《東近畿ブロック》	1	1	2		4
東近畿地区センター事務所 《西近畿ブロック》	1	1	7		9
西近畿地区センター事務所 和歌山出張所 《東中国ブロック》	1	1	10 1		12 1
東中国地区センター事務所 島根出張所 《西中国ブロック》	1		6 1		7 1
西中国地区センター事務所 山口出張所 《四国ブロック》	1	1	6 1		8 1
四国地区センター事務所 《九州ブロック》	1	1	5		7
九州地区センター事務所	1	1	3		5
全 体	9	6	49	0	64

(2) 職員研修及び互助会

① 協会主催の研修

ア. 本部事務局は、次のとおり研修を実施した。

研修会名 (実施日)	課 題	参加人員
第25回救済事業研究集会 (2019.9.21~22)	(1) 自主的健康管理の援助事業について (2) 将来設計実現の援助事業について (3) 運営と体制について	77
管理職研修 (2019.6.28)	(1) 今後の事務所運営等における課題及び対策等 について (2) 意見交流	9
入職3年以内職員研修 (2019.9.5~6)	(1) 精神障害について (2) 参加者のレポートによる事例検討 (3) 被害者の終末期の受け止め方 (4) 知的障害と発達障害 (5) 肢体障害と二次障害 (6) 生活習慣病	5

入職3年以内職員研修 (2020.2.13~14)	(1) 障害者総合支援法(障害福祉サービス)と65歳問題 (2) 生活の保障・援助事業 (3) 相談活動に関連した講義 (4) 参加者のレポートによる事例検討 (5) 将来設計実現の援助と年次計画	4
新規採用職員研修 (2019.7.4~5)	(1) 事件と協会設立までの運動 (2) 守る会運動と「三者会談方式」 (3) 「第二次10ヵ年計画」と「あり方」 (4) 2つの重点事業と行政協力 (5) ひかり協会の行う相談事業の基本 (6) ハラスメントについて	3
新規採用職員研修 (2019.11.19~20)	(1) 事件と協会設立までの運動 (2) 守る会運動と「三者会談方式」 (3) 「第二次10ヵ年計画」と「あり方」 (4) 2つの重点事業と行政協力 (5) ひかり協会の行う相談事業の基本 (6) ハラスメントについて	2
新規採用職員研修 (2019.12.19~20)	(1) 協会の歩み (2) 被害者の実態について (3) 2つの重点事業の取組 (4) 障害者の人権 (5) 守る会の協力	3

イ. 事務局長及び地区センター長は、「実施要綱」に基づき、他団体主催の研修会へ職員を派遣し研修を進めた。

ウ. 地区センター長は、ブロックごとに相談事業に関わる自主的・基礎的な研修を進めた。

② 互助会の状況

職員福利厚生事業として「ひかり協会互助会制度」(1993.7.3 第196回常任理事会決定)に基づき、活動を進めた。

互助会の目的(協会職員、常勤理事の相互の扶助と福祉を図り、救済事業の発展に寄与すること)にしたがい、慶弔費の給付及び保健事業などが行われ、協会予算の範囲内で補助を行った。

Ⅲ. 事業報告

基本的事項

1. 被害者救済事業

(1) 2019年度（第二次10ヵ年計画第三期2年度）の取組状況

① ブロックの事業と運営の推進

第46期は、第二次10ヵ年計画第三期（2018～2020年度）の2年度として、守る会、地域救済対策委員会、行政などの関係者の協力を得て、第二次10ヵ年計画及び「40歳以降の被害者救済事業のあり方」（以下、「あり方」）に基づき、2つの重点事業を中心に各種の事業・運営の課題に適切に取り組んだ。2つの重点事業の関係では、自主的健康管理の援助要綱と将来設計実現の援助要綱やそれに基づくブロック年次計画にしたがって、事業を計画的に実施した。2つの年次計画の担当者会議で明らかにした「第三期の取組の重点」を基本に、ブロック年次計画を推進した。また、救済事業研究集会を開催し、第二次10ヵ年計画の総括の検討を促進した。さらに、第二次10ヵ年計画の総括（案）に対して関係者の意見を求め、第214回理事会（2020年3月16日、書面による決議）で決定した。同時に、第二次10ヵ年計画の総括に基づき「あり方」（改正案）を作成し検討を開始した。

② 自主的健康管理の援助

救済事業協力員体制と活動の前進により、被害者同士の連帯した自主的健康管理の取組が図られた。

救済事業協力員（以下、協力員）は636名（2020年3月末）が活動し、協力員による「呼びかけ」活動を進めた。協力員活動や職員及び相談員の働きかけなどにより、「ブロック年次計画」において基礎検診の受診率を約98.5%、5つのがん検診の受診率を約62.9%、「私の健康ノート」の配付率を約85.3%とする目標を設定して自主的健康管理の援助に取り組んだ。がん対策の一環として、相談員の協力を得て、B型及びC型肝炎ウイルスの検査受診については、受診する可能性の高い被害者を優先して勧奨した。そのために、一般の医療機関における自費（保険外）での肝炎ウイルス検査費用に対する援助も継続した。肝炎ウイルス陽性者については、専門医療機関での受診を促進した。

また、自主的健康管理のための自主的グループ活動の取組も活発に行われた。

③ 将来設計実現の援助

「生活の場」や「後見的援助」の確保が困難であった被害者、もしくは新たな確保が必要になった被害者が、実現あるいは実現の見通しが立つ状況への前進をめざした。障害者総合支援法及び介護保険法が適用される対象者の、サービス利用への相談援助を実施した。また、個々の障害のある被害者に対する適切な後見・介護を確保するため、障害者総合支援法・介護保険法の関連事業や成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用促進を図る後見・介護費事業を継続した。

糖尿病など生活習慣病や二次障害などの健康課題、介護態勢や日中活動の場の変化、入院時や災害等緊急時の対応、後見人の身上配慮義務の課題などについても取り組んだ。健康課

題に対しては、「健康課題に対する具体的な取組指針」（2015. 3. 8 第182回理事会）に基づき、計画的援助を必要とする被害者への取組を促進した。

障害のある被害者が参加する交流会や自主的グループ活動、施設入所や在宅の障害のある被害者を訪問するふれあい活動などにより、相互の交流と理解が進んだ。

また、「介護保険優先原則に係る課題に対する取組指針」に基づき、具体的な課題を明らかにしたうえで、守る会の協力を得て行政や関係機関に確認・要請を行った。

④ 協力体制

ア. 行政協力

「三者会談」や「三者会談」救済対策推進委員会などで第二次10ヵ年計画に基づく事業推進の行政協力として、65歳を境にケアの質と量において低下が生じないようにするため、利用意向に応じた適切なサービス利用を要請した。関連して、障害者総合支援法と介護保険法の適用関係に係る問題については、厚生労働省の事務連絡「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（2015. 2. 18）を、各自治体の障害福祉・介護保険担当課や、各相談支援事業所などの関係機関に周知されるように要請した。国の考え方と各自治体が行っている支給の実態が異なることのないように、支援の必要性や本人の意向を踏まえ個々の実態に即した支給決定を行うことを明記した関係4課の事務連絡「（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」（2019. 1. 10）を活用して、介護保険優先原則に係る具体的課題の解決に取り組んだ。必要に応じて国からの働きかけもあり、自治体の対応に変化もみられた。

4項目の「行政協力の仕組みづくり」に関しては、都道府県・政令市・特別区など全国自治体を対象にした「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」の内容の充実や、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて（2014. 8. 28 食安企発0828第2号）」及び「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（2014. 12. 3 食安企発1203第2号）」の活用を促進した。

イ. 守る会の協力

第二次10ヵ年計画の総括（案）などについて、本部二者懇談会で守る会と懇談した。また、拡大本部二者懇談会では、2020年度事業計画・予算に対する意見・要望及び第二次10ヵ年計画の総括（案）などについて懇談した。

「ブロック年次計画」の実施及び行政協力懇談会をはじめ行政協力を推進するために必要な協議を、現地二者懇談会等において守る会の協力を得て行った。

また、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」（以下、「対策対象者名簿」）へ氏名を載せる取組についても、守る会の協力を得て推進した。

ウ. 専門家の協力

救済事業専門委員会においては、第二次10ヵ年計画の総括（案）について意見を求めた。また、介護保険優先に係る具体的課題と対策の検討について協力を得た。認定委員会には、飲用認定申請に係る審査・判定で協力を得た。

地域救済対策委員会においては、「ブロック年次計画」の達成に向けた取組の具体化に対する協力を得た。また、「私の将来設計と協会援助プラン」の対象者への相談対応や事

例検討、及び自主的健康管理の援助の対象者に対する必要な専門的相談援助についての協力を得た。

地域連絡協議会では、第二次10ヵ年計画の総括（案）及び介護保険優先原則に係る具体的な課題に対する取組について意見交換を行い、また各地の救済対策委員会の取組や具体的な事業内容についての交流が行われた。

⑤ 法人の運営と体制

公益財団法人として、公益性を重視した事業運営のために必要な、内部監査及び現地指導を重視して行った。

人材育成については、ブロック単位の研修を重視するとともに、新規採用職員研修及び入職3年以内職員研修を強化して実施した。また、「職員の評価制度」を一部修正した。

2019年3月末に奈良出張所を閉所し、東近畿地区センター事務所を中心とする運営を促進した。

本部事務局体制の改編に向けて、規程の改正や分掌の整理、本部事務局会議の試行などの準備を行った。

⑥ その他の重要課題

ア. 資料の保存と活用

「森永ひ素ミルク中毒事件と救済事業に係る資料」の当面の活用に基づき、公に発表・出版された論文及び協会が発行・収集したものの閲覧を開始した。

イ. 第二次10ヵ年計画の第三期詳細計画の一部変更

第三期詳細計画については、本部二者懇談会の意見を受けて、第212回理事会（2019年11月16日）において「あり方」の改正に係る検討を1年早めるなどの一部変更を行った。

2. 調査・研究の実施と公表に関する事業

救済事業を被害者の実態に即したものにするために、大阪国際がんセンターに委託し、アンケート①グループの死亡とがん罹患の分析を行う調査を継続した。

3. 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業

「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」にしたがって、都道府県の窓口の協力を得て申請の受付を行い、協会の認定委員会において審査を行った。また、協会のホームページに飲用認定の事業内容を掲載し、認定希望者への情報提供の機会とした。認定の結果は次のとおりであった。

※以下の数値は2020年3月31日現在であり、()内は前年度の数値である。

○2019年度 認定申請者数：3名（9名）

○2019年度 認定者数：5名（3名）

被害者救済事業の具体的事項

1. 対象者の状況

被害者救済事業の対象者の概要は、次のとおりであった。

○対象者数：13,456名（13,451名）

○常時協会と連絡を希望する対象者（アンケート①対象者）数：5,450名（5,493名）

2. 主な救済事業

(1) 相談事業

① 将来設計実現の援助プログラムの推進のための活動

ア. 障害のある被害者（ひかり手当・健康管理費特1級の対象者を基本）の健康と自立の課題に対しては、個々の「私の将来設計と協会援助プラン」に沿った援助プログラムに基づき、より系統的で充実した相談活動を、年間計画を立て計画的に実施した。

イ. 「私の将来設計」の修正は、60歳代の「生活の場」や「後見的援助者」、社会生活（日中活動の場など）、日常の健康管理、災害等緊急時の対応などについて、本人中心の正確なニーズを把握することに留意して作成した。「生活の場」や「後見的援助者」の確保などの「私の将来設計」が実現できていない対象者及び新たに確保が必要となった対象者の課題の実現を図った。特に「生活の場」の確保に関しては、厚生労働省の事務連絡「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」（2016. 9. 26）を活用して、「グループホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」の見学を行ったうえで本人の意向を確認するなど、具体的に体感できるように取り組んだ。「後見的援助者」が親族の場合、親族の高齢化や死亡などによって次の「後見的援助者」の確保に取り組んだ。

対象者の障害特性や身体状況を踏まえ、障害者施設のショートステイ利用で慣らしながら、65歳前に入所することを決定し、施設においても本人の特性を理解した対応がなされスムーズに移行できた事例があった。

2014年度から取組を開始したブロック年次計画において、「生活の場」の確保が必要な対象者は55名、「後見的援助者」の確保が必要な対象者は55名とした。そのうち、2019年度に確保が実現した対象者数は以下のとおりであった。

○「生活の場」の確保が実現した人数：4名（8名） 累計39名

○「後見的援助者」の確保が実現した人数：5名（11名） 累計35名

成年後見制度利用の費用を援助している実人数：97名（84名）

また、65歳以降の障害状況や介護態勢などを見通したアセスメントを重視し、具体的な事例に係る課題について関係4課の事務連絡「（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」（2019. 1. 10）を活用して、行政（障害福祉課及び介護保険担当課）や関係機関への確認・

要請を行った。その結果、概ねサービスの大きな後退はなかった。

デイサービス等に移行する場合に見学や体験を積み重ね、身体的援助の仕方や本人の特性など具体的に引き継ぎをする場を持ち、安心して通所できるようになった事例があった。今後、移行後の状況をていねいに把握していくことや、ケアマネジャー等の新たな関係づくりの援助が必要である。

- ウ．糖尿病などの生活習慣病や二次障害など健康課題への計画的援助が必要な被害者について、その対象者をリストアップし、「私の将来設計」と「健康課題に対する具体的な取組指針」を踏まえて「協会援助プラン」の確認及び修正を行った。確認・修正する過程で被害者と協会が取組を振り返り、課題を共有してさらに取組を進めることで健康の維持を図った。行政保健師や訪問看護師など社会資源の活用や、理学療法士・作業療法士・保健師などの地域専門委員及び相談員を確保することによる専門的相談の充実など、地域の支援ネットワークの強化にも継続して取り組んだ。

糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の対象者に対しては、主治医の治療方針と協会や支援関係者の取組が一致するように連携を重視した。

保健師や親族と協力しながら、1日4回の体重測定で視覚化を行うなかで食生活を改善した事例、ヘルパーと保健師をつなぎ食事メニューを改善した事例、保健師や相談員の指導を受け野菜中心の食生活やウォーキングを取り入れた事例などがあった。今後は、数値の改善だけでなく、本人の楽しみの実現など充実した生活をめざす取組も必要である。

二次障害やその不安を抱える肢体障害の対象者に対しては、専門医療機関との連携や訪問リハビリの活用を図った。また、個別訪問や症状別課題別懇談会において、理学療法士など専門家による評価と、「身体機能の維持・改善、日常生活の動作の改善、支援機器や環境整備への助言、障害福祉サービスの活用への助言」などの専門的な助言・指導を重視した。二次障害の出現・悪化の不安や生活の支障を感じていない中軽度の対象者に対しても、専門家や専門医療機関とつながることを促進し、対象者本人が日常生活を改善したり障害の変化を自覚できたりするように取り組んだ。

理学療法士や作業療法士の相談員の面接により対象者のモチベーションが上がり、リハビリ・医療受診・サービス利用に結びついた事例があった。一方で、介護保険に移行した対象者のなかには、相談支援専門員とケアマネジャーの連携が取れていなかったため、移行後の機能維持の観点が弱まった事例があった。

- エ．地域救済対策委員会の協力を得て、事例検討の充実及びネットワーク会議の活性化を推進した。また、介護保険の専門家を地域専門委員（可能ならば地域救済対策委員）として委嘱するよう取り組んだ。

○全ブロックの地域救済対策委員会実施回数：57回（65回）

- オ．将来設計実現の援助プログラムを推進するために、個別の相談対応とともに症状別課題別懇談会を効果的に実施した。

- カ．被害者対応の基本に係る相談事業の職員研修を、ブロック単位を基本にブロックの課題に即して実施した。また、介護保険優先原則に係る具体的な事例をテーマにして、専門家の協力も得ながらブロックの研修を実施した。

② 行政施策、社会資源の活用

- ア．障害のある被害者に対する保健・医療・福祉・労働などに関わる、協会・行政・地域の

社会資源による複層的な支援ネットワークづくりを進めた。ネットワーク会議において、対象者についての共通認識を深めるとともに、関係機関の役割を明確にする取組を進めた。障害の重度化や病状が悪化した場合の入院を含む医療や、介護力の低下・消失によるショートステイの利用を進めた。

災害等緊急時の対応については、「障害のある被害者の地震等災害時対策に係る取組資料」（第182回理事会 2015年3月8日）を参考に、行政の施策の活用を進めた。さらに、被災した地域の地区センターや本部事務局が機能しなくなった場合の対策として、事務所機能の回復と災害発生後の被害者対応（被害状況の把握など）を明確にした「防災及び災害時復旧マニュアル」を作成した。

- イ. 職員と相談員は協力して、後見人、自治体の保健師、病院・施設・相談支援事業所の相談員、相談支援専門員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医や訪問看護師、ヘルパー、民生委員などと日常的に連携し、ネットワークの支援内容を充実させた。
- ウ. 都道府県窓口課を中心とする行政協力懇談会を定期開催し、また、「行政協力の仕組み」を通じて保健所・市町村・福祉事務所・職業安定所などとの連携を強めた。厚生労働省通知に基づく「対策対象者名簿」を管理・活用を行う保健所や、労働局・職業安定所が中心になって、障害のある被害者に対する保健・医療・福祉・労働などの総合的なサービス実施を促進した。

○都道府県・政令市の保健・福祉・労働など関係課との行政協力懇談会実施回数

全ブロック：58回（55回）

- エ. 相談支援事業者や居宅介護支援事業者との連携を重視し、「私の将来設計」に基づく本人のニーズをサービス等利用計画やケアプランの作成・見直し、及びサービスの支給決定に反映させるように取り組んだ。また、相談支援事業者が招集するサービス担当者会議やモニタリングについても、重要な相談支援として連携を重視した。そのために、関係機関向けパンフレット（2019年度改訂版）を積極的に活用した。
 - オ. 老齢基礎年金・老齢厚生年金等に関する相談を重要な相談活動として位置づけ、被害者のニーズに適切に対応した。
 - カ. 障害のある被害者の虐待を発見したとき（疑わしい場合も含む）には、速やかに障害者虐待防止センターなどに通報するとともに、連携して解決に向けて取り組んだ。
 - キ. 公的施策や地域の社会資源に結びつくことが困難な被害者については、「対策対象者名簿」を活用して行政や地域の社会資源及び関係機関などに結びつけるように取り組んだ。
- ③ 自主的健康管理促進と協力員活動

- ア. 協力員活動を通じて、対象となる被害者に検診受診や事業参加の「呼びかけ」を行い、自主的健康管理の向上を図った。このため、「ブロック年次計画」に基づく協力員の増員を図った。

「呼びかけ」対象者と2年ぶりに連絡が取れ、体調不良を把握して協会につなぐことで医療費援助が開始できた事例や、これまで郵送での対応だったが電話で健康状態や医療情報を交換できた事例もあった。

○協力員の委嘱数：718名（714名）

- イ. 「呼びかけ」活動を通じて、検診受診や事業参加の勧奨、「私の健康設計」を活用した健康についての話題交流など、「連帯して健康を守るネットワークづくり」を促進した。「呼

びかけ」活動で把握できた対象者の健康状態やニーズ、専門的な相談が必要と思われることなどについては、速やかな相談などの事業実施を図った。また、協力員自身が、現地交流会や健康懇談会など事業に積極的に参加することを促進した。

ウ. 協力員制度要綱に基づく活動に対する協力員の理解・協力では、2つの新援助要綱及び協力員制度要綱に基づく「ブロック年次計画」の推進や第二次10ヵ年計画の総括（案）についての検討や、高齢期の医科・歯科の課題や介護保険制度など社会保障制度の学習を行い、協力員研修会議の充実を図った。

○全ブロックでの協力員研修会議開催回数：43回（55回）

エ. 協力員活動は、現地二者懇談会と合わせてブロック制に基づく「事業推進の軸」の活動であり、守る会に組織的協力を求めた。

○協力員による「呼びかけ」の対象者数：4,208名（4,200名）

オ. 被害者の自発的な健康学習の取組や連帯して健康を守る取組が進むよう、協会の健康懇談会の事業を実施した。健康懇談会は、現地二者懇談会の討議を経ることによって、守る会役員や協力員などによる主体的な企画・運営などの協力を得て実施した。

国民健康保険への移行と特定健診の受け方・簡単ストレッチ・音楽療法・薬に関するトピックス・オーラルフレイルなど、高齢期に向けたテーマで企画したブロックが多かった。

○全ブロックでの健康懇談会実施回数：32回（37回）

④ 全被害者を対象にした相談事業を、次のとおり実施した。

○相談を受けた実人数：1,720名（1,911名）

（2）保健医療事業

① 自主的健康管理の援助

ア. 第175回理事会決定の「ひかり協会検診事業推進要綱」に基づく公的健診（特定健康診査などを含む）・職場健診の受診を基本とし、障害のある被害者を対象に協会検診を実施した。すべての被害者が毎年検診受診するよう働きかけブロック年次計画に沿って基礎検診・がん検診などの検診受診の促進と定着を図った。退職などにより医療保険の種類が変わっても特定健康診査に円滑に移行できるように、保険種別の変更の把握を行い適切な情報を提供した。

生活習慣病などに留意し、特にがん検診については受診率を引き上げ、2020年度末には60%以上の受診率となるように取り組んだ。また、特定健康診査で不足する検査が生じる国民健康保険加入者や健康保険の被扶養者などの対象者をリストアップし、その対象者に追加検査の必要性を周知した。また、近くにかかりつけ医をもつことを推奨して、日常的な健康管理と病気の早期発見・早期治療に結びつけた。一方で、脳血管・心臓疾患、がん、うつ病など高齢期の疾病や、介護保険の適用事例なども増加傾向にある。

ひ素中毒特有の病変（点状白斑、角化症）など皮膚症状のある被害者については、継続してリスト化し状況を把握した。皮膚特別検診の対象者のうち検診を希望する対象者には、3～4年に1回継続的に受診するように勧奨した。

口腔衛生と口腔機能の維持・向上は、高齢化を迎えるに当たり一層重視した。特に障害のある被害者は、加齢に伴い誤嚥性肺炎が増加しており、保健師や相談員（歯科衛生士・言語聴覚士など）による専門的指導を促進した。

検診結果を協会に提供し援助を希望する被害者に対しては、データに基づく助言・指導を積極的に行った。また、糖尿病の進行による合併症や多くの生活習慣病発症の要因を抱える高リスク対象者に対しては、リスト化して必要なフォローアップを行った。

協会の各種検診と費用援助を、次のとおり実施した。なお、がん検診受診を把握した人数は、5つのがん検診に対して協会が費用援助した人数に、協力員の「呼びかけ」活動で把握した5つのがん検診受診人数を加えた人数である。

○基礎検診の合計実人数：2018年度 3,553名（2017年度 3,571名）

○がん検診

・肺 : 2018年度 2,556名（2017年度 2,568名）

・胃 : 2018年度 2,270名（2017年度 2,264名）

・大腸 : 2018年度 2,425名（2017年度 2,380名）

・乳 : 2018年度 945名（2017年度 1,055名）

・子宮 : 2018年度 843名（2017年度 941名）

○協会検診受診者数： 471名（469名）

○自己負担を援助した協会検診以外の検診受診者数：761名（724名）

イ. がん対策の一環として、B型及びC型肝炎ウイルスの検査受診については、受診する可能性の高い被害者を優先して検診受診の勧奨（肝炎ウイルス検査費用に対する援助を含む）を継続した。肝がん防止のために「2008年度～2015年度のウイルス性肝炎対策のまとめ」で提起された今後の取組方針に基づき、特にC型肝炎ウイルス陽性者を肝炎診療ネットワーク（都道府県連携拠点病院、専門医療機関、及び専門医療機関と連携した協力医療機関）につなげ、受療状況の把握を行うことに重点を置いて相談活動を行った。

○全ブロックのB型肝炎検査受診者数5,036名（5,050名）、

アンケート①比：91.7%（91.4%）

○全ブロックのC型肝炎検査受診者数4,927名（4,938名）、

アンケート①比：89.7%（89.3%）

また、たばこについては、肺がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防のために禁煙や受動喫煙防止についての意識向上や、禁煙に関心のある被害者に対して禁煙外来のある医療機関や禁煙に係る情報提供を行った。禁煙に取り組んでいる対象者には、職員や相談員から個別に文書や電話で働きかけ、禁煙が継続するように取り組んだ。

ウ. 「私の健康ノート」への日常の身体・健康状態や検診・治療状況の記録、健康に役立つ情報のファイリングや、「私の健康設計」のページを活用し被害者が「こうありたい」と願う生活を送るための健康目標の設定を通じて、被害者が健康の主体者として連帯して健康づくりに取り組んだりできるように援助した。

エ. 障害のある被害者の健康課題に対して、保健相談活動が行われるよう取り組んだ。そのため、主治医との連携を重視し、また協会の相談員とともに行政保健師などによる対応や、訪問看護師の活用を促進した。

二次障害を抱える肢体障害の対象者、糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の対象者に対しては、予防や重症化防止などの相談援助を計画的・継続的に行った。

② 公的施策の活用

被害者の自主的健康管理が促進されるよう、都道府県策定の「がん対策推進計画」や「都

道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画」などの公的施策活用のため、行政との連携や医療機関との協力関係の充実に取り組んだ。

③ 保健医療支給基準に基づく事業実施

「あり方」に基づく「金銭給付基準」の保健医療費の支給を行った。それについては、「実施要綱」に沿って、地区センター長が円滑に判断、事業実施できるように取り組んだ。

○医療費の支給人数：3,783名（3,733名）

支給総額：392,448,606円（376,395,161円）

○健康管理費の支給人数：182名（183名）

支給総額：37,660,000円（38,100,000円）

(3) 生活の保障・援助事業

① 将来設計実現の援助

ア. 将来、施設入所・グループホーム等の利用を希望する対象者全員に対する対象者本人・親族と担当福祉行政などとの協議で、厚生労働省通知（2013. 2. 27 食安企発0227第1号）、障害福祉課との連名による通知（2013. 2. 27 食安企発0227第2号・障障発0227第2号）、老健局との連名通知（2013. 2. 27 食安企発0227第3号・老高発0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号）を活用して、円滑な入所・利用を促進した。

イ. 個々の対象者に対する保健・医療・福祉・労働などの地域の支援ネットワークづくりを進め、被害者（親族）が主体的に活用できるよう援助した。

② ひかり手当、後見・介護費

「あり方」に基づく「金銭給付基準」のひかり手当及び後見・介護費の支給を行った。後見・介護費については、介護保険制度改正に伴い見直した後見・介護費支給基準を周知し、これに基づき支給した。それについては、「実施要綱」に沿って、地区センター長が円滑に判断、事業実施できるように取り組んだ。

○生活手当の支給人数：420名（424名）

支給総額：330,552,601円（333,517,043円）

○調整手当の支給人数：197名（195名）

支給総額：93,041,500円（91,923,300円）

(4) 自立生活促進事業

① 自立生活の確立への援助

ア. (旧)労働省通知（1985. 3. 25障対第4号）に基づく労働行政や就労・日中活動支援事業所などの地域の社会資源を活用し、働く場の確保や就労の安定・継続の援助を行った。就労以外の多様な社会参加や生活充実に望む対象者に対しては、行政協力を得て障害者総合支援法や介護保険制度の事業も活用しながら、日中活動の場を確保した。

イ. 安定した自立生活を実現するため、親族のみの介護態勢ではなくヘルパーなどを活用したり、適切な補装具・日常生活用具などを確保したりするための援助を行った。

② 自立奨励金等支給・貸付基準に基づく事業実施

「あり方」に基づく「金銭給付基準」の自立奨励金等の支給を行った。それについては、地区センター長が「実施要綱」に沿って、円滑に判断、事業実施できるように取り組んだ。

(5) その他の救済事業

① 二者懇談会の開催

ブロック制を生かした第二次10ヵ年計画に基づく事業を推進するため、本部・現地の二者懇談会とともにブロック二者懇談会を開催した。

○本部二者懇談会：2回（内、拡大本部二者懇談会：1回）（2回）

○現地二者懇談会：67回（内、ブロック二者懇談会：10回）（74回）

② 自主的グループ活動や現地交流会の実施

ア. 自主的グループ活動については、守る会の協力を得て、自主的健康管理に関する取組や障害のある被害者の社会参加・孤立防止を推進し、「連帯して健康を守るネットワークと障害のある被害者の地域での支援ネットワークづくり」の具体化を図った。改正した「自主的救済活動促進助成金支給実施要綱」に沿って、外出のニーズ及び必要性の大きい障害被害者に対して、近隣への外出を支援する自主的グループ活動を守る会と協力して推進した。

健康のためのスポーツやウォーキング、栄養士を招いて行った栄養学習、障害のある被害者とともに行う調理実習など、専門家の協力も得ながら取り組んでいる事例があった。

○全ブロックの自主的グループ活動実施回数：78回（70回）

イ. 守る会の協力を得て、被害者が交流討議する現地交流会を原則として都府県ごとに開催し、「ブロック年次計画」を推進するために二者懇談会で検討して実施した。

○全ブロックの現地交流会実施回数：23回（21回）

③ ふれあい活動

ふれあい活動は、障害のある被害者の地域での支援ネットワークづくりを進めるため、地域的に近い協力員による訪問を重視して、積極的かつ計画的に促進した。また、ふれあい活動に参加した守る会役員や協力員などが障害のある被害者とのつながりを深め、障害のある被害者を孤立させない活動として重視した。

ふれあい活動を行うなかで希望を引き出し外出支援につながったり、訪問をきっかけに「呼びかけ」活動が始まったりするなど、活動内容が充実し多様になっているブロックがあった。また、守る会役員から地域の協力員への参加の声かけが意識的になされ、新しい参加者が増加したブロックもあった。

○全ブロックのふれあい活動実施回数：61回（54回）

④ 広報事業

会報「ふれあい」を4回発行した。特に、ブロック年次計画推進に向けての取組や、生活習慣病の予防など被害者の健康意識の向上につながる情報を掲載した。

ホームページについては、「あり方」、第二次10ヵ年計画、会報「ふれあい」、40年史、行政及び関係機関向けパンフレット、医療関係費用申請書などを掲載するなど、必要な広報活動を充実させた。また、公に発表・出版された論文や協会が発行・収集した文献などの一覧については、ホームページに掲載した。

第二次10ヵ年計画の総括（案）については、会報「ふれあい」に概要を掲載し、被害者など関係者に周知を図った。「救済事業研究集会」のまとめを「恒久救済」誌に掲載した。

⑤ 業務の簡素化・効率化

第二次10ヵ年計画を推進するため、「救済業務の手引」の活用や諸規程の整備、本部報告

の様式化などにより、業務の簡素化・効率化を進めた。

⑥ インターネットの活用

OA システムの改革やインターネットの活用については、理事会決定に基づき、ネットワークやセキュリティなどの対策やホームページの変更、電子メールの活用など、その活用の具体化を図った。

※事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。

事業報告と定款の関係表

事業報告	定 款
基本的事項	
1. 被害者救済事業	
(1) 2019年度（第二次10ヵ年計画第三期2年度）の取組状況	
①ブロックの事業と運営の推進	第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
②自主的健康管理の援助	第4条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業
③将来設計実現の援助	第4条（3）被害者の生活保障又は援護に関する事業
④協力体制	第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
⑤法人の運営と体制	第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
⑥その他の重要課題	第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 調査・研究の実施と公表に関する事業	第4条（6）前各号の事業に関連する調査・研究の実施と公表に関する事業
3. 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業	第4条（7）森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業
被害者救済事業の具体的事項	
1. 対象者の状況	
2. 主な救済事業	
(1) 相談事業	第4条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
(2) 保健医療事業	第4条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業 第4条（2）被害者の治療・養護に関する事業
(3) 生活の保障・援助事業	第4条（3）被害者の生活保障又は援護に関する事業 第4条（4）被害者の教育及び保護育成に関する事業
(4) 自立生活促進事業	第4条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
(5) その他の救済事業	第4条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業 第4条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業 第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業